

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第五条の八 中間貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>四 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第七条（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 第五条の八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第五条の八の規定による注記の次に記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第七条（略）</p> <p>1（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第十七条の二 中間財務諸表等規則第五条の八の規定は、中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2  前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p>